

【山梨中銀ダイレクト外貨普通預金の概要】

- 山梨中銀ダイレクト外貨普通預金は、米ドル・ユーロ・オーストラリアドル建ての期間の定めのない預金です。
- 外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

【外貨預金の主なメリット・デメリット】（円貨で外貨預金を作成した場合）

<メリット>

円安になると預金利息の他、為替差益を享受できます。

<デメリット>

円高になると為替差損が発生し、元本割れのリスクがあります。為替相場に変動がなくても、銀行手数料で元本割れのリスクがあります。

特に重要な事項

■円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（例えば、1米ドルあたり50銭、1ユーロあたり75銭、1オーストラリアドルあたり1円）がかかります（お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）をそれぞれ適用します）。

したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

■山梨中銀ダイレクト外貨普通預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

■外貨預金は、クーリングオフの対象外です。

■山梨中銀ダイレクト外貨普通預金の概要

平成29年7月17日現在

項目	説明事項
商品名	・山梨中銀ダイレクト外貨普通預金
商品概要	・外国通貨建ての、期間の定めのない預金です。
預金保険	・山梨中銀ダイレクト外貨普通預金は預金保険の対象外です。
販売対象	・個人のお客さま。 ただし、未成年の方は対象外とさせていただきます。
預入期間	・期間の定めはございません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入通貨 (3) 預入金額 (4) 預入単位	・いつでもお預け入れいただけます。 ・米ドル、ユーロ、オーストラリアドル ・1通貨単位以上5万通貨単位未満 ・1補助通貨単位
払戻方法	・いつでもお引き出しいただけます。
解約方法	・本サービスでは、外貨普通預金口座を解約する機能はございません。外貨普通預金口座を解約する場合には、本サービスの代表口座のお届け印をご持参のうえ、取引店に申し出てください。(ただし、インターネット富士山支店の口座には届出印はありません)。
利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・当行所定の利率を適用します。(変動金利) マーケット環境等により見直しをすることがあります。 別に定めがない限り、毎日の店頭表示の金利を適用します。(利率は当行ホームページ(https://www.yamanashibank.co.jp/)でもご確認ください。) ・毎年2月と8月の第2土曜日の翌営業日に、この預金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1通貨単位以上について、付利単位を1通貨単位とし、1年を365日とする日割により計算します。
税金について	・利子所得は源泉分離課税として課税されます。 ・復興特別所得税の追加課税により、平成49年12月31日までの間、個人のお客さまは税率20.315%(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。 ・お利息はマル優の対象外です。 ・為替差益への課税 為替差益は「雑所得」となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。 ・為替差損は他の黒字の雑所得から控除することができます。他の所得との損益通算はできません。 ・くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。
手数料および適用相場	お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 くわしくは後記「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。
付加できる特約事項	・ございません。
お問い合わせ先	・お取引店または下記までお問い合わせください。 ・055-224-1159(山梨中央銀行 営業統括部)
当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	・ございません。

<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭窓口でのお預入れ・払戻しはお取扱いいたしません。 ・本サービスで開設される口座には、通帳を発行いたしません。お取引内容は、山梨中銀ダイレクトより照会することができます。 ・本取引のお申込みに際しましては、お取引の内容を十分にご検討のうえ、お客さまご自身の責任と判断に基づいて当行あてお申込みください。 ・為替相場の急激な変動等により、お取扱いを中断する場合があります。 ・本書面の各条項は、金融情勢その他の状況その他相当の事由があると認められる場合には、変更する場合があります。
-------------------	--

■外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場

平成29年7月17日現在

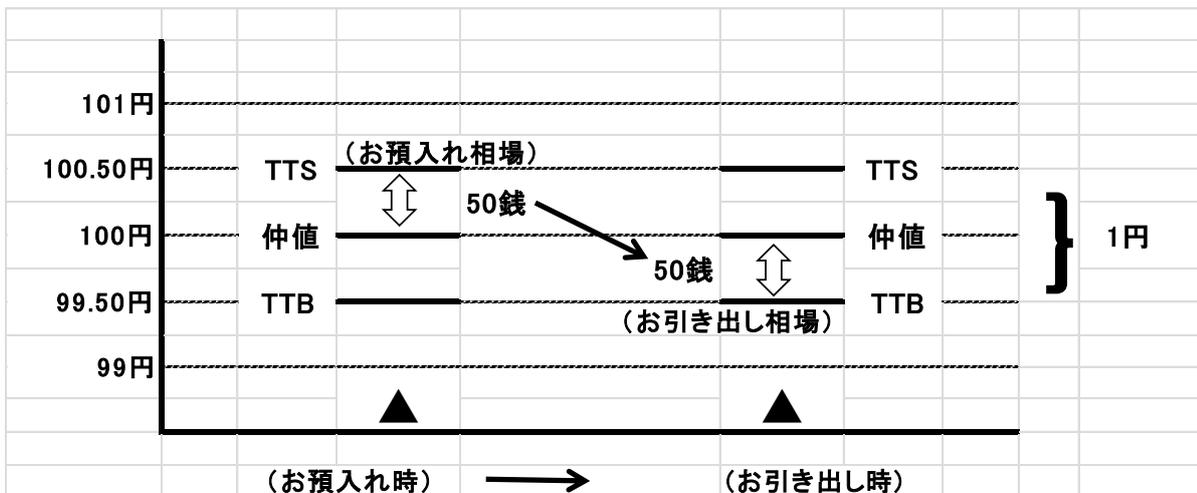
お預け入れ・お引き出し方法		手数料・金利等
お預け入れ	円預金からのお振替	<ul style="list-style-type: none"> ・円を外貨にする際（預入時）には、手数料を含んだ為替相場である TTS レートを適用します。 ・TTS レートには為替手数料（1米ドルあたり 50 銭、1ユーロあたり 75 銭、1オーストラリアドルあたり 1円）が含まれています。 ・公示相場は、日中、市場相場が大きく変動した場合には予告なく変更されることがあります。
	ご本人の外貨預金からのお振替	ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。ただし、異なる通貨の外貨預金、および同一通貨の外貨普通預金からのお振替はできません。
お引き出し	円預金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨を円にする際（引出時）には、手数料を含んだ為替相場である TTB レートを適用します。 ・TTB レートには為替手数料（1米ドルあたり 50 銭、1ユーロあたり 75 銭、1オーストラリアドルあたり 1円）が含まれています。 ・公示相場は、日中、市場相場が大きく変動した場合には予告なく変更されることがあります。
	ご本人の外貨預金へのお振替	ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。ただし、異なる通貨の外貨預金、および同一通貨の外貨普通預金への振替はできません。

* 上記手数料には消費税等はかかりません。

■適用相場による元本割れリスク

為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1米ドルあたり 50 銭、1ユーロあたり 75 銭、1オーストラリアドルあたり 1円など）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

〈米ドルの仲値がお預け入れ時もお引き出し時も 100 円で変わらなかった場合〉



■本人確認について

ご新規のお取引の場合には、運転免許証などの公的書類によってご本人の確認をさせていただいております。

■取扱店について

全店でお取扱いいたします。

■外貨普通預金説明書（契約締結前交付書面）兼外貨預金等書面その他の書面の交付方法

本書面は、PDFによるダウンロード方式（銀行法施行規則14条の11の8第1項第1号ロ）により電磁的に交付します。なお、電磁的交付等を受けるためには、当行が推奨するバージョン以上のAdobe Reader等のPDFファイル閲覧用ソフト、および推奨するバージョン以上のブラウザソフトを必要とします。

山梨中銀ダイレクト外貨普通預金では、お客様に、本書面（外貨預金等書面）を交付し、契約締結時交付書面を不要とする旨を意思表示をさせていただきます（銀行法施行規則14条の11の29第1項1号）。また、契約締結前交付書面等の電磁的交付に同意いただけないお客様は、店頭でのお取引となりますので、ご来店いただきますようお願いいたします。

[商号・住所] 山梨中央銀行 山梨県甲府市丸の内1丁目20番8号

[問い合わせ先] お取引店または 055-224-1159（山梨中央銀行 営業統括部）までお問い合わせください。